

会社や職種に関係なく
一人でも誰でも入れる
労働組合
千葉スクラムユニオン



2016年2月29日 第24号

発行：千葉スクラムユニオン
千葉市中央区祐光2-5-8
ハイツカメリア202号
TEL/FAX：043-221-2525
E-mail：t-oyana@lapis.plala.or.jp
http://scrunion.web.fc2.com/

■発行責任者：大島甲三 ■編集責任者：平野良成

全労協・16春闘方針

時代の転換に立ち向かい生活と平和を守る —非正規労働者の賃上げ闘争を実現させよう！

ディーセントワークの実現と人間らしく生活できる賃金の獲得

①労働者の生活と権利を守り上げる闘い。

どこでも誰でも「月20万円以上、時給1500円以上の最低賃金保障を」

②賃上げ目標、2万円以上、時給50円アップと設定して闘う。

③時間外労働の法規制、1日2時間、月20時間、年150時間を求め、長時間労働の禁止、サービス残業の撲滅を実現しよう。



生活（8時間）と労働（8時間）と睡眠（8時間）のワークライフバランスを実現しよう。

④労働時間短縮、必要な人員配置、インターバル休暇の導入を求め、また、自由な有給休暇の取得を求めていこう。

⑤労契法20条活用と権利拡大、非正規労働者の処遇改善に向けて労働法規の完全遵守、違法行為・ブラック企業の告発闘争を強めていこう。

⑥非正規労働者の春闘、雇い止めを阻止し、非正規労働者の賃上げ闘争への参加を獲得していこう。

⑦JAL解雇撤回闘争等、全ての争議に全力をあげ、勝利しよう。

千葉スクラムユニオンは、16春闘への支援共闘を取り組んでいます。



県内キャラバン行動

「労働契約20条裁判を支える会」県内キャラバンをJR柏からJR千葉駅前のクリスタルドームまでJAL共闘や菜の花ユニオンなどと「生活できる賃金を！最低賃金を今すぐ1000円！」と訴えました。

郵政労働者ユニオンの吉村さんの「停職2か月」と「雇い止め」撤回の闘いは、東京高裁で原告側の全面勝利となり、吉村さんの職場復帰が1月18日に実現しました。

私たちは、吉村さんの職場復帰に当たり、千葉中央郵便局に対して、東京高裁の和解を現場で確認するため、団体交渉を申し込みました。

以下要求事項

- 1、吉村さんの「雇い止め」前の職場復帰であることを了解すること。
- 2、吉村さんが2年余り、職場に出勤できない状態が続いたことで、19年間働いてきて、評価Aランクを維持するために千葉中央郵便局は、吉村さんのA評価を維持するための訓練等を保障すること。
- 3、職場復帰に当たり、

60日分の年休消化についてお互いに確認をするなど。



N関労も16春闘ストライキ



N関労千葉支部は3月16日、始業時から1時間の次元ストに突入しました。NT東日本千葉支店前で人間らしく生活できる賃金をと訴える組合員と支援者たち。



郵政産業労働者ユニオンは不誠実な郵便局の態度に抗議し、要求の実現を目指したストに突入しました。期間雇用社員8名と正社員1名が早朝4時から2時間、8時30分

期間雇用労働者がストライキ 郵政産業労働者ユニオン

から1時間の時限ストを決行しました。

私の働きがアルバイト以下とは納得できない

やる気とプライドを砕く時給逆転をなくせ、長期間雇用社員の時給は840円、何年経っても頑張っても1000円止まりです。ところが、昨年の年末繁忙時に雇用された深夜勤務のアルバイト(短期期間雇用社員)の時給は1200円、2000円、3500円もの差があります。長年仕事を支え、経験豊かな人の方が低賃金ということは世の中にはありえません。しかし、千葉中央郵便局では夏期繁忙時も含めて2年

も続いていきます。

ささやかな要求すら拒否

「せめて繁忙期間中だけでも同じ時給に」という思いは贅沢でしょうか？ 一生懸命に職場を支えてきたという自負も仕事に対するプライドもあります。要求は当然です。

郵便局は、一昨年、60数名の人が改善を求めた署名の受け取りす

ら拒否しました。話し合いにも応じていません。ただちに交渉に応じろ

期間社員の賃金を決めるのは郵便局長です。他の郵便局や集配部ではこうした賃金逆転は是正されています。なぜ、できないのか。やる気がないだけです。

期間雇用社員の雇用主は郵便局長です。交渉に應じる義務があります。郵便局長は、期間雇用社員の声を聞くべきです。



3・26 反原発集会(代々木公園)には3万5千人が結集し、再稼働阻止、脱原発を訴えました。